

## 大分地方裁判所委員会議事要旨

### 1 開催日時

平成23年9月28日（水）午後3時00分から午後4時30分まで

### 2 開催場所

大分地方裁判所大会議室

### 3 出席委員

石垣光雄、今井弘晃、上野桂子、城戸照子、河野 聰、下郡恵美子、中谷雄二郎、皆見喜一郎、宮成君子（五十音順、敬称略）

### 4 議事内容

(1) 新任委員自己紹介（今井委員、河野委員、皆見委員）

(2) 被害者参加制度について

ア 被害者参加制度についての概要等説明

イ 意見交換（□：委員長、○：委員、●：裁判所）

○ 被害者参加人として認められる人数は、1人に限られるのか。

○ 被害者参加人として認められる人数は、必ずしも1人に限られてはいない。例えば、被害者が複数の事件で、それぞれの被害者について、被害者参加の申出が許可されることもあるし、1つの事件で、複数の被害者参加の申出が許可されることもある。

○ 被害者参加人が弁護士に委託するのは、どれくらいあるのか。

○ 大分地裁管内では、平成20年12月から同23年6月までに終局した事件では、33人の被害者参加の申出があり、全員が許可され、そのうち、25人について、被害者参加委託弁護士が付いた。委託をしようとする被害者に資力がない場合には、日本司法支援センター（法テラス）を通じて、国選で被害者参加弁護士を選定するよう請求できる。先ほど申し上げた25人のうち、17人について、国選の被害者参加弁護士が選定されている。

○ 被害者参加人が、法テラスを通じて弁護士に委託する場合の費用についてお伺いしたい。

○ 費用については、法テラス自体に支払うべき費用は無料であるが、被害者参加弁護士に支払うべき費用については、被害者参加人の資力によって

は、負担していただく場合がある。

- 被害者参加人の申出が許可されない場合とは、どのような場合か。
- 典型的なものとしては、被害者参加人の発言が、犯人性の決め手になるような場合には、許可されないことがある。
- 実際に、裁判に携わっている検察官、弁護士という立場から御意見を伺いたい。
- 検察庁として、被害者参加制度を積極的に活用するということまではないが、この制度の存在自体を知らない方も多いため、被害者参加の対象となる事件の被害者の方々には、その都度、制度の周知をしている。

そして、被害者参加人が被告人質問や意見陳述をする場合には、事前に検察庁で打合せを行い、どういう点を質問あるいは意見陳述したいのか確認して、質問や陳述の進め方等をアドバイスしている。

また、公判のときは、休廷時間や公判の終了後に法廷で行われた手続等を被害者参加人に説明するなどして、裁判に参加した意義を感じてもらえるようにしている。

- 大分県弁護士会では、「犯罪被害者支援センター」を設置して、犯罪で被害を受けた方からの相談を受け付けている。また、被害者参加弁護士を経験した弁護士の意見交換を行うなどして、被害者参加制度をより良いものにするための検討をしている。

他方で、「刑事弁護センター」を設置して、被疑者、被告人の人権擁護のための検討をしている。被害者参加制度によって、法廷が被害者の立場ばかりに即したものにならないように注視している。

また、犯罪被害を受けた方からの相談で、大分県外の事件の被害者参加弁護士を依頼されたが、県外の弁護士を国選で被害者参加弁護士として選任するのは、旅費等の関係で難しいという問題があったので、被害者参加制度には、まだ、改善の余地があるのではないかと考えている。

- 被害者参加制度が導入されたことによる変化は何か。
- 従来、刑事裁判の場においては、被害者は傍聴しかできず、いわば蚊帳の外であったが、被害者参加制度の導入により、被告人質問や意見陳述が

できるようになり、実際に裁判に参加できたという充実感を感じ、多少は気持ちが和らいだのではないかと思う。

- 被害者参加制度は、公益的な立場から見ることが必要で、被告人（加害者）対被害者という、二極化的な見方をしてはならない。
- 被害者参加人は証人に尋問したり、被告人に質問することができるが、その尋問や質問が、判決に影響することはないのか。
- 被害者参加制度は平成20年12月に始まった制度であるが、被害者による心情の意見陳述ができる仕組は、平成12年11月から始まっている。感情的なものが量刑にストレートに反映されるものではなく、量刑は被害の実情等に応じて判断されており、裁判員裁判も同様である。また、法廷が感情のぶつけ合いの場にならないよう、注視している。

### (3) 各委員の職場等における接遇のあり方について

- 自分の職場では、窓口の職員に対して、まず第1に、笑顔で接するように指導している。

窓口に来られる方は初めての方が多いが、職員は日ごろから何度も同じ説明をしていて慣れが生じているために、窓口での対応が紋切り型の説明になってしまいきがある。また、対応時間を短く済ませるために、相手の話を十分に聞かないときがある。まず、相手が納得するまで話を聞くことが大事で、自分の家族や親戚などに接するように、親身になって丁寧に対応するよう指導している。

- 仕事柄、自分の職場に来られる方は、困っている方、不安を抱えている方が多いので、その方々が、どのような気持ちで来られているのかを第1に考えて対応するように心掛けている。

そこで、その方々の不安が少しでも解消できるようにするには、「安心」と「信頼」ということが重要になると想え、これをいかにして築いていくかを社内の各部署の勉強会等で議題にし、検討している。

いくつかの例を挙げると、①安心して話せる対応の場を設定すること、②プライバシー保護のために、人前では、できるだけ名前では呼ばないこと、③こちらから一方的に説明するのではなく、相手の反応を見ながら対

応することなどを実践している。また、御意見箱を設置して、アンケートに自由な意見を記載してもらい、その意見を職場全体のミーティングで共有し、検討している。

- 専門家の多い職場であるため、上から目線で接したという印象を与えるように気を付けている。

利害関係を持つ機関とは、対等なパートナーシップを築き、情報を共有している。

また、資質開発のための研修等を行って、職員のコミュニケーション能力の向上を図っている。

- 我々の職場でも、窓口対応に苦慮することは少なくない。

感情的になっている方への基本的な対応としては、粘り強く、来られた方の感情が収まるように対応するように指導している。

相手の立場に立って、良い聞き役になること、かつ、上手なコミュニケーションがしっかりと取れる職員となるように、これからも指導していきたい。

## 5 次回期日等について

### (1) 日時

平成24年3月7日（水）午後3時から

### (2) テーマ

裁判員裁判の実施状況について

### (3) 場所

大分地方裁判所大会議室